

○四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

平成20年3月26日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成19年四日市市条例第44号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書)

第2条 条例第3条第1項に規定する申請書は、浄化槽保守点検業登録申請書（第1号様式）とする。

(登録申請書の添付書類)

第3条 条例第3条第2項第1号に掲げる書類は、誓約書（第2号様式）とする。

2 条例第3条第2項第2号に掲げる書類は、保守点検器具明細書（第3号様式）及び写真とする。

3 条例第3条第2項第3号に規定する規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書（第4号様式）

(2) 浄化槽管理士の研修計画書（第4号様式の2）

(3) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士が浄化槽管理士免状の交付を受けた者であることを証する書面

(4) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の住民票の写し又はこれに代わる書面

(5) 法人にあつては、登記事項証明書

(6) 個人にあつては、住民票の写し又はこれに代わる書面

(7) 営業所の平面図並びに付近の見取図及び写真

(浄化槽保守点検業者登録簿等)

第4条 条例第4条第1項の浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）は、第5号様式によるものとする。

2 条例第4条第2項（条例第6条第2項において準用する場合を除く。）の規定による通知は、浄化槽保守点検業登録通知書（第6号様式）により行うものとする。

3 条例第6条第2項において準用する条例第4条第2項の規定による通知は、浄化槽保守点検業登録変更通知書（第7号様式）により行うものとする。

4 条例第5条第2項（条例第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定に

よる登録の拒否の通知は、浄化槽保守点検業登録拒否通知書（第8号様式）により行うものとする。

（登録簿の閲覧所）

第5条 登録簿を閲覧に供するため、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」という。）を四日市市上下水道局管理部生活排水課内に設ける。

2 閲覧所の休日は、四日市市の休日を定める条例（平成元年四日市市条例第7号）第1条第1項各号に掲げる日とする。ただし、四日市市上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日を定めることができる。

3 登録簿の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、事業管理者は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

4 登録簿は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

5 事業管理者は、次の各号の一に該当する者については、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 係員の指示に従わない者

(2) 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
（変更の届出）

第6条 条例第6条第1項の規定による変更の届出は、浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書（第9号様式）により行わなければならない。

2 条例第6条第1項の規定による変更の届出が次の各号に掲げる変更の届出の場合にあつては、当該各号に定める書面を前項の届出書に添付しなければならない。

(1) 条例第3条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出 住民票の写し若しくはこれに代わる書面又は登記事項証明書

(2) 条例第3条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出

ア 営業所を新たに設置する場合 第3条第2項に掲げる書類、同条第3項第7号に掲げる書類及び商業登記の変更を必要とする場合においては、登記事項証明書

イ 営業所の所在地を変更する場合 第3条第3項第7号に掲げる書類及び商業登記の変更を必要とする場合においては、登記事項証明書

3 条例第3条第1項第3号に掲げる事項の変更の届出 登記事項証明書及び新たに役員となる者がある場合においては、第3条第1項に規定する誓約書

4 条例第3条第1項第4号に掲げる事項の変更（浄化槽管理士が新たに登録される場合に限る。）の届出 第3条第3項第2号から第4号に掲げる書類
（廃業等の届出）

第7条 条例第7条の規定による廃業等の届出は、浄化槽保守点検業廃業等届出書（第10号様式）により行わなければならない。
（登録の抹消の通知）

第8条 条例第8条第2項の規定による通知は、浄化槽保守点検業登録抹消通知書（第11号様式）により行うものとする。
（保守点検器具）

第9条 条例第9条第2項に規定する規則で定める器具は、別表のとおりとする。
（標識の掲示）

第10条 条例第11条の規定により浄化槽保守点検業者が掲げる標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 浄化槽管理士の氏名

2 条例第11条の規定により浄化槽保守点検業者が掲げる標識は、浄化槽保守点検業者登録票（第12号様式）とする。
（帳簿の記載事項等）

第11条 条例第12条の規定により浄化槽保守点検業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (2) 浄化槽の設置場所
- (3) 浄化槽の処理方式及び処理能力
- (4) 保守点検を行った年月日
- (5) 保守点検結果及び措置
- (6) 保守点検を行った浄化槽管理士の氏名

2 条例第12条の規定により浄化槽保守点検業者が備える帳簿は、保守点検を行った浄化槽ごとに作成し、各事業年度の末日をもって閉鎖して、閉鎖後3年間は、保存しなければならない。
（登録の取消し等の通知）

第12条 条例第13条第3項の規定による登録の取消し等の通知は、浄化槽保守点

検業登録取消通知書（第13号様式）又は浄化槽保守点検業停止命令通知書（第14号様式）により行うものとする。

（報告）

第13条 浄化槽保守点検業者は、毎年4月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に行った浄化槽の保守点検の件数を浄化槽保守点検報告書（第15号様式）により事業管理者に報告しなければならない。

（身分証明書の様式）

第14条 条例第14条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第16号様式）とする。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、事業管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第19号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第45号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第34号）

この規則中第1条の規定は令和2年4月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第35号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

営業所に備え付けなければならない保守点検器具

マンホールふたあけ用具	採水用具	スカム厚測定用具	汚泥厚測定用具	汚泥沈
でん率測定用具	温度計	透視度計	残量塩素測定器具	溶存酸素計
亜硝酸性窒	素測定器具	水素イオン濃度指数測定器具	塩素イオン濃度測定器具	顕微鏡一式
電気回路計	洗浄清掃用具一式	修理工具一式		

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 3 号様式（第 3 条関係）

第 4 号様式（第 3 条関係）

第 4 号様式の 2

第 5 号様式（第 4 条関係）

第 6 号様式（第 4 条関係）

第 7 号様式（第 4 条関係）

第 8 号様式（第 4 条関係）

第 9 号様式（第 6 条関係）

第 1 0 号様式（第 7 条関係）

第 1 1 号様式（第 8 条関係）

第 1 2 号様式（第 1 0 条関係）

第 1 3 号様式（第 1 2 条関係）

第 1 4 号様式（第 1 2 条関係）

第 1 5 号様式（第 1 3 条関係）

第 1 6 号様式（第 1 4 条関係）

第1号様式（第2条関係）

浄化槽保守点検業登録申請書

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

（申請者）住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

電話番号

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定により、次のとおり登録の申請をします。

登録の種類	新規・更新		
	名称	所在地	電話番号
四日市市内を営業区域とする営業所の名称及び所在地			
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 *法人の場合のみ記入			
	氏名	免状の交付番号	所属する営業所
浄化槽管理士の氏名、浄化槽管理士免状の交付番号及び所属営業所			
申請時において既に受けている登録	年	月	日 第 号

（規格A4）

- （添付書類）
- 1 誓約書
 - 2 保守点検器具明細書及び写真
 - 3 事業計画書
 - 4 浄化槽管理士の研修計画書
 - 5 浄化槽管理士免状の交付を受けた者であることを証する書面
 - 6 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の住民票の写し又はこれに代わる書面
 - 7 法人にあつては、登記事項証明書
 - 8 個人にあつては、住民票の写し又はこれに代わる書面
 - 9 営業所の平面図並びに付近の見取図及び写真

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第2号様式（第3条関係）

誓 約 書

私（当法人）は、四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項第1号から第6号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

（申請者）住所
氏名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

四日市市上下水道事業管理者

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること》
※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

（規格A4）

様式第3号（第3条関係）

保守点検器具明細書

営業所名 _____

器 具 名	型 式 ・ 性 能	数 量
マンホールふたあけ用具		
採 水 用 具		
スカム汚泥厚測定器具		
汚泥沈でん率測定器具		
温 度 計		
透 視 度 計		
残留塩素測定器具		
溶 存 酸 素 計		
亜硝酸性窒素測定器具		
水素イオン濃度指数測定器具		
塩素イオン濃度測定器具		
顕 微 鏡 一 式		
電 気 回 路 計 (テスタ ー)		
洗 浄 ・ 清 掃 用 具 一 式		
修 理 工 具 一 式		

(規格A4)

備考 明細書に記載した器具については、写真を添付すること。

様式第4号（第3条関係）

事業計画書

営業所の名称	年間保守点検実施予定基数		年間保守点検実施予定延べ回数	
	単独浄化槽	合併浄化槽	単独浄化槽	合併浄化槽

（規格A4）

備考 「営業所の名称」欄、「年間保守点検実施予定基数」欄及び「年間保守点検実施予定延べ回数」欄は、各々対応させて記載すること。

第4号様式の2

浄化槽管理士の研修計画書

浄化槽管理士 氏名	免状の交付番号	登録申請期間における研修計画	
		研修会の名称 (実施団体)	受講予定年度

※ 浄化槽の保守点検を行い、又は実地に監督する浄化槽管理士ごとに「研修会の名称（実施団体）」と「受講予定年度」がわかるように記載すること。

※ 条例第6条第1項の規定による変更の届出（浄化槽管理士が新たに登録される場合に限る。）に添付するときは、浄化槽の保守点検を行い、又はこれを実地に監督する浄化槽管理士のうち、新たに追加された者に係る計画を記載すること。

（規格A4）

第4号様式の3

研修の機会の確保に関する実績報告書

年 月 日

氏名又は名称
(法人にあっては代表者氏名)

郵便番号 〒
住所

電話番号

浄化槽管理士の研修受講実績（過去3年以内）

浄化槽管理士の氏名 免状の交付番号	研修会名、実施団体	受講年月日	備考
まとめ	研修対象浄化槽管理士数		
	受講実績のある浄化槽管理士数		

※1 浄化槽の保守点検を行い、又は実地に監督する全ての浄化槽管理士を記載すること。

※2 研修会を受講しなかった浄化槽管理士については、「研修会名、実施団体」の欄に未受講と記載すること。やむを得ない理由によって受講できなかった者については、当該理由を「備考」の欄に記載すること。

※3 受講を証明する書類（受講証等）がある場合は、その写しを添付すること。

※4 本様式で全ての浄化槽管理士について記載できないときは、本様式を複数提出する、又は浄化槽管理士の研修受講実績を別途作成し、添付すること。

(規格A4)

様式第5号(第4条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿

氏名 (法人にあっては、 名称及び代表者の 氏名)		登録 番号	第 号
住所 (法人にあっては、 主たる事務所の所 在地)	電話番号		
登録年月日	年	月	日
更新年月日	年	月	日
有効期間満了日	年	月	日
役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名及び 役職名			
氏名	役職名	備考	氏名
営業所の名称、所在地及び電話番号			
浄化 槽 管 理 士	氏名	免状の交付番号	氏名
その他参考事項			

第6号様式（第4条関係）

浄化槽保守点検業登録通知書

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった浄化槽保守点検業の登録については、下記のとおり登録したので、四日市市浄化槽保守点検業者登録条例第4条第2項の規定により通知します。

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

印

記

- 1 登録年月日 年 月 日
- 2 登録番号 第 号
- 3 登録の有効期間 年 月 日から年 月 日まで
- 4 営業所の名称
及び所在地

第7号様式（第4条関係）

浄化槽保守点検業登録変更通知書

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで届出のあった浄化槽保守点検業の登録の変更
については、下記のとおり登録を変更したので、四日市市浄化槽保守点検業者登録
条例第6条第2項の規定により通知します。

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

印

記

1 登録変更年月日 年 月 日

2 登録番号 第 号

3 変更内容

第 号
年 月 日

浄化槽保守点検業登録拒否通知書

住所
氏名 様

四日市市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けの浄化槽保守点検業の登録申請については、下記の理由により、登録を拒否したので通知します。

記

登録拒否の理由

教示

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市上下水道事業管理者となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第9号様式（第6条関係）

浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

（届出者）住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	第 号		
登録年月日	年 月 日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	
変更年月日	年 月 日		
変更の理由			

（規格A4）

- （添付書類）
- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更の場合・・・住民票の写し若しくはこれに代わる書面又は登記事項証明書
 - 2 営業所を新たに設置する場合・・・保守点検器具明細書、写真、営業所の平面図、付近の見取図及び写真並びに商業登記の変更を必要とする場合においては、登記事項証明書
 - 3 営業所の所在を変更する場合・・・営業所の平面図、付近の見取図及び写真並びに商業登記の変更を必要とする場合においては、登記事項証明書
 - 4 法人の代表者又は役員の変更の場合・・・登記事項証明書及び新たに役員となるものがある場合においては、誓約書
 - 5 浄化槽管理士が新たに登録される場合・・・研修計画書、浄化槽管理士免状の交付を受けた者であることを証する書面及び住民票の写し又はこれに代わる書面

《届出者の記載に当たっては、届出者の署名又は記名押印をすること》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第10号様式（第7条関係）

浄化槽保守点検業廃業等届出書

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

（届出者）住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者名）

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

浄化槽保守点検業者	氏名又は名称 （法人にあっては、名称及び代表者氏名）		
	住 所		
	登 録 番 号	第	号
	登 録 年 月 日	年	月 日
廃 業 等 年 月 日			
廃 業 等 の 理 由			
届出者と浄化槽保守点検業者であつた者との関係	浄化槽保守点検業者が個人であつた場合	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人（続柄 ）	
	浄化槽保守点検業者が法人であつた場合	<input type="checkbox"/> 元役員 <input type="checkbox"/> 破産管財人 <input type="checkbox"/> 精算人	

（規格A4）

《届出者の記載に当たっては、届出者の署名又は記名押印をすること》
 ※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第 号
年 月 日

浄化槽保守点検業登録抹消通知書

住所
氏名 様

四日市市上下水道事業管理者 印

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり浄化槽保守点検業者登録簿から登録を抹消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 抹消した登録業者名
登録番号
住所
氏名
- 2 登録抹消年月日
- 3 登録抹消の理由

第12号様式（第10条関係）

浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
浄化槽管理士の 氏名	

35センチメートル以上

40センチメートル以上

第 号
年 月 日

浄化槽保守点検業登録取消通知書

住 所
氏 名 様

四日市市上下水道事業管理者 印

年 月 日 第 号で登録した浄化槽保守点検業については、四日市市浄化槽保守点検業者登録条例第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり登録を取り消します。

記

- 1 取消年月日 年 月 日
- 2 取消の理由

教示

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市上下水道事業管理者となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

浄化槽保守点検業停止命令通知書

住 所
氏 名 様

四日市市上下水道事業管理者 印

年 月 日 第 号で登録した浄化槽保守点検業については、四日市市浄化槽保守点検業者登録条例第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり事業の全部(一部)の停止を命令します。

記

- 1 停止を命ずる事項
- 2 停止期間 年 月 日 から
年 月 日 まで
- 3 停止を命ずる理由

教示

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市上下水道事業管理者となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第15号様式（第13条関係）

浄化槽保守点検報告書

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第13条の規定により、次のとおり報告します。

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
------	-----	-------	-------

営業所名							
区 分	～20人	21～ 50人	51～ 100人	101～ 300人	301～ 500人	501人 ～	合計
単独浄化 槽	()	()	()	()	()	()	()
合併浄化 槽	()	()	()	()	()	()	()
営業所名							
区 分	～20人	21～ 50人	51～ 100人	101～ 300人	301～ 500人	501人 ～	合計
単独浄化 槽	()	()	()	()	()	()	()
合併浄化 槽	()	()	()	()	()	()	()

（規格A4）

備考 件数は、四日市市内の実施基数を記載し、()には延べ実施回数を記載すること。

《氏名の記載に当たっては、本人の署名又は記名押印をすること》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

（表）

顔 写 真	身 分 証 明 書	第 号
		所属 _____
		職 _____
		氏 名 _____
<p>上記の者は、四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第14条第2項の規定により立入検査を行う者であることを証明します。</p>		
年 月 日		
四日市市上下水道事業管理者		
印		

（規格 B 8）

(裏)

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例抜すい

(報告徴収、立入り検査等)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、その者の帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第18条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1)～(4) (略)

(5) 第14条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

* 上記権限は、四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則により、上下水道事業管理者に委任されています。